

第 2 6 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 3 0 年 4 月 1 3 日 (金) 午後 4 時 0 1 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 3 0 年 4 月 1 3 日 (金) 午後 4 時 3 7 分

4. 出席委員 (1 3 人) の番号及び氏名

1 番 澁谷秀明	2 番 太田 豪	3 番 成田 悦夫	4 番 高橋 洋美
5 番 三浦 久利	6 番 佐藤 正悟	7 番 棟方 廣光	8 番 川村 博行
9 番 澁谷 和仁	10 番 貴田 徳正	11 番 瀬戸 弘之	12 番 石村 孝憲
13 番 瓜田良一	14 番 相馬一二	15 番 下山 勝源	16 番 成田 春光

5. 欠席委員 (3 人)

- 1 番 澁谷秀明
 1 3 番 瓜田良一
 1 4 番 相馬一二

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 1 2 0 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可の意見について
 議案第 1 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 1 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第 1 2 3 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 1 2 4 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 1 2 5 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 6 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出書の受理について
 報告第 6 7 号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 6 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 報告第 6 9 号 平成 2 9 年度事務報告について
 報告第 7 0 号 平成 3 0 年度予算について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後 4 時 0 1 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 2 6 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、7 番棟方廣光委員と、8 番川村博行委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第120号から議案第125号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第120号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事 務 局

議案第120号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の意見について。

農地法第4条2項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

この件は1件ございます。

農業用倉庫新築のための許可申請です。

場所につきましては、配付している資料の「第26回総会 議案第120号 第4条農地転用許可申請位置図」でご確認ください。

土地の表示は、○○○○○○○○○○、地目は畑で、面積が871㎡です。

申請理由は、農業用倉庫建築となっておりますが、事前転用の案件ということで、県知事宛の事前転用始末書を添付のうえ、申請するものです。

農地区分は第1種農地ですが、原則不許可ですが、集落に接続している土地ということで、不許可の例外で、許可相当と認められます。

以上よろしくお願ひします。

議 長

それでは、議案第120号について、現地調査をした委員から、報告をお願いします。

8番、川村博行委員。

川村委員

はい、8番、川村です。それでは報告をいたします。

去る4月5日、棟方廣光委員、事務局と現地調査をいたしました。

この場所は県道持子沢・鶴田線の、瀬良沢ふれあいセンターから東側へ300メートルあたりに位置している、畑の転用申請であります。

申請地の面積は、871平方メートルで、転用目的は、農業用倉庫建築のためであります。

現状は、既に転用されていて、申請者の農業用倉庫などの敷地に使用されています。

申請地の周りは、申請者の宅地及び、申請者の農地であり、周辺の農地に被害を及ぼすおそれはないと認められます。

以上、報告を終わります。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、質疑、討論を打ち切ります。

議案第121号から議案第122号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。

7番、棟方廣光委員。

棟方委員

はい、7番棟方です。それでは、報告をいたします。

去る4月5日、川村博行委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件、使用貸借が3件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。

以上です。

議 長 それでは、議案第121号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第121号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は6件です。No.1からNo.6について説明いたします。
平成30年3月23日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が4件、普通売買が1件、
贈与が1件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま
す。

議 長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条、委員は、自己又は同居の親族若しく
は配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ないに基づき、本議案No.1の配偶者で
ある私、成田が本案件終了まで退席します。
代わりの議長として議事の進行は、下山会長職務代理にお願いします。

【成田会長退席】

下山会長
職務代理 暫時の間、議長を務めさせていただきます。
事務局から説明のありました議案第121号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

下山会長
職務代理 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
ただちに、表決に入ります。議案第121号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙
手を求めます。

【全員挙手】

下山会長
職務代理 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了したので、成田会長を復帰させ、議長を交代いたします。
ご協力ありがとうございました。

【成田会長着席】

議 長 それでは議案第121号のNo.2からNo.6について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第122号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第122号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は3件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま
す。
契約期間は記載のとおりです。
以上です。

- 議 長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第123号について事務局より説明願います。
- 事 務 局 　　議案第123号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第124号について事務局より説明願います。
- 事 務 局 　　議案第124号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は12件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。
以上です。
- 議 長 　　なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条、委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ないに基づき、本議案No.4の当事者である高橋洋美委員の本案件終了まで退席を求めます。
- 【高橋委員退席】
- 議 長 　　事務局から説明のありました議案第124号のNo.4について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
ただちに、表決に入ります。議案第124号のNo.4について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 　　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了したので、高橋洋美委員を復帰させます。
- 【高橋委員着席】
- 議 長 　　それでは議案第124号のNo.4を除いた、No.1からNo.11について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第125号について事務局より説明願います。

事務局 議案第125号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間については、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第120号、議案第121号のNo.2からNo.6、議案第122号、議案第123号、議案第124号のNo.1からNo.3及びNo.5からNo.12、議案第125号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第66号について事務局より説明願います。

事務局 報告第66号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1からNo.4について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第67号について事務局より説明願います。

事務局 報告第67号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第68号について事務局より説明願います。

事務局 報告第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No.1からNo.6については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第69号について事務局より説明願います。

事務局 報告第69号平成29年度農地権利移動等事務報告について。

【平成29年度農地権利移動等事務報告について説明】

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第70号について事務局より説明願います。

事務局 報告第70号平成30年度予算について。

【平成30年度鶴田町農業委員会関係当初予算について説明】

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後4時27分)

議長 再開します。(午後4時36分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第26回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後4時37分)